

令和7年3月28日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

市民福祉委員会

委員長 秦 浩

市民福祉委員会審査報告書

令和7年第3回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

記

1. 審査経過

付託年月日 令和7年3月11日
審査年月日 令和7年3月19日

2. 出席者

委員 秦委員長、中村晶代副委員長、大山委員、山本委員、戸田委員
執行部 谷口市民生活部長、青谷健康福祉部長、中村こども家庭部長、仲野こども課長、朝長保険年金医療課長、桑野高齢者サービス課長、甲斐子育て支援係長、笹田保険年金係長、大峰介護保険係長

◎議案第15号 福津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 令和7年度中にどのような準備をするのか。

(答弁) 広域利用等も含め、できるだけ枠を確保できるよう検討していきたい。

(質疑) 枠を確保するにあたって、保育士が足りない状況だが、具体的な支援は考えているのか。

(答弁) 具体的に実施できる方法を、今から検討していきたい。

(質疑) 条例制定に向けて、本市の各園との協議やヒアリングをしたのか。

(答弁) ヒアリングについては、各園と協議をすすめていこうと考えている。

(2) 主な意見

(賛成) 0歳児の虐待死が多いと言われている。広域も考えているようなので、

少しづつでも実施し、道筋を立て努力し、いい制度にしていっていただきたいと思い、賛成とする。

(反対) 反対の理由は三つある。一つ目は、保育士ひとり当たりの面積や職員の配置基準に懸念がある。二つ目は、短時間預けられる子どもや在園の子どもたちにとって、極めて不安定な状況を生み出すという危惧がある。三つ目は、今の本市の状況でこの制度を設けることは、保育事業者に混乱を生じさせると考える。以上の3点で反対とする。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第21号 福津市国民健康保険条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第22号 福津市国民健康保険税条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 後期高齢者支援金分と介護納付金分について、応能割である所得割ではなく、応益割である均等割と平等割を上げると考えた経緯は。

(答弁) 県内の保険料統一化に向けて、県の算定方法に近づけていくという条例改正の目的から、県の標準保険料率の応能割と応益割の比率に合わせることが適切と考えた。

(質疑) 医療費の納付額が年々減っていき、県から本市への医療費の給付金の額が、令和7年を0.9とすれば、令和8年は0.8となっていくのか。

(答弁) 本市の給付金を算定するときの積算根拠として、今まで本市における保険給付額を100%反映しており、県全体の医療費は反映していなかった。令和7年度は9割が本市の保険給付費をもとにした算定、1割は県全体の保険給付費の動向に影響される。影響を受ける割合が、令和18年に向かって徐々に大きくなる。

(2) 主な意見

(賛成) なし

(反対) 反対の理由は三つ。一つ目は保険税が引き下げになっているが、加入者の負担軽減にはならないと考える。現在の物価高騰を考えると残念ながら暮らし応援にはなっていない。二つ目は、応益割は小さな子どもにま

で税の負担があるという問題点も指摘されているが、その比重を高くしている改定であること。三つ目は保険料の統一化と言われているが、今後保険料の値上げが予測される。以上の事から反対とする。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第23号 福津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第24号 福津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第25号 福津市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。